

災害時における応急対策業務に
関する基本協定

長 野 県

社団法人長野県建設業協会

災害時における応急対策業務に関する基本協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づき災害発生時における長野県が管理する公共施設の応急対策業務に関して、長野県知事（以下「甲」という。）が社団法人長野県建設業協会長（以下「乙」という。）に協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、長野県単独では十分な応急対策業務が実施できない場合において、乙に応急対策業務の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し速やかに協力するものとする。

3 甲は、乙以外の関係団体又は建設業者に対しても必要と認めた場合には、応急対策業務の協力を要請することができるものとする。

(費用負担)

第3条 乙が実施する応急対策業務の費用は、甲が負担する。

(損害補償)

第4条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲から従事命令が発せられ、第2条の規定により応急対策業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなった場合は、災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する条例（昭和38年長野県条例第9号）を適用し、これを補償するものとする。

(協 議)

第5条 この協定を実施するための細目については、甲の各地方事務所長と乙の各支部長が協議して定めるものとする。

2 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は協議して定めるものとする。

(適用)

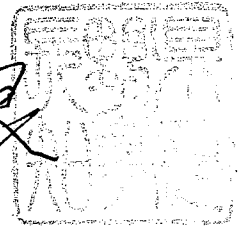
第6条 この協定は、平成9年8月22日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成9年8月22日

甲 長 野 県 知 事

吉 村 午 良



乙 社団法人長野県建設業協会長

岡 津 鶴 夫



災害時における応急対策業務に関する細目協定

長野県松本地方事務所長（以下「甲」という。）と社団法人長野県建設業協会松筑支部長（以下「乙」という。）とは、長野県知事と社団法人長野県建設業協会長との間で平成9年8月22日付けで締結した「災害時における応急対策業務に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）第5条第1項の規定に基づき、その実施に関して次のとおり協定する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、県が管理する公共施設における損壊箇所の応急措置、障害物の除去等（以下「応急対策業務」という。）とする。

（担当区域）

第2条 甲と乙は、応急対策業務を円滑に実施するため、あらかじめ乙の会員（以下「会員」という。）の担当区域を定めておくものとする。

また、甲は、会員数が少なく応急対策業務に支障がある等、区域の実状により、乙以外の関係団体の会員又は建設業者に協力を要請し、担当区域を定めることができるものとする。

2 災害の状況、その他やむを得ない事情が発生したときは、担当区域の変更ができるものとする。

（建設資機材等の報告）

第3条 乙は、あらかじめ応急対策業務時に稼働可能な、会員が保有する建設資機材、労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、毎年、年度当初に甲へ報告しておくものとする。

（実施要請）

第4条 甲又は当該管内の県出先機関（以下「事務所等」という。）の長は、応急対策業務の必要があると認めるときは、乙に対し、応急対策業務の内容等をできるだけ具体的に要請するものとする。

2 甲又は事務所等の長と乙との連絡がつかない場合で、乙が緊急に応急対策業務の必要があると自主判断したときは、甲又は事務所等の長の要請があったものとみなすものとする。

3 乙は、前2項の規定に基づく要請等があったときは、速やかに会員をして応急対策業務を実施させるものとし、その会員を甲又は事務所等の長に報告するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙から応急対策業務の実施を指示された会員は、直ちに応急対策業務を実施するものとする。

2 会員は、応急対策業務に従事する現場責任者、出勤時間及び建設資機材等を甲又は事務所等の長に報告するものとする。

（業務の指示）

第6条 応急対策業務の実施に当たっては、甲又は事務所等の長が指示し、会員はその指示に従うものとする。

なお、第4条第2項の規定により、応急対策業務を実施した場合には、乙は、その結果を速やかに甲又は事務所等の長に報告するものとする。

(業務の報告)

第7条 会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに甲又は事務所等の長及び乙に報告するものとする。

(請負契約)

第8条 甲又は事務所等の長と会員とは、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に基づく手続により、速やかに応急対策業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

(損害補償)

第9条 基本協定第4条に定めるところによる。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成9年10月3日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成9年10月3日

甲 長野県松本地方事務所長

高橋 寿



乙 社団法人長野県建設業協会松本市支部長

中 沢

